

京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業（訪問診療等協力金）に係るQ&A

【本事業について】

Q 1 事業の対象となる高齢者施設等の要件は何か。

A 1 新型コロナウイルスに感染した陽性者（高齢者施設等従事者は除く。）が発生し施設内療養を行う高齢者施設等であって、保健所等との調整によって施設訪問診療等協力機関が、往診又はオンライン診療により陽性者への治療薬の投与や健康観察等を行った場合に、本事業の対象となります。
なお、本事業は、京都市内に所在する高齢者施設等が対象となります（京都市外の高齢者施設等については、京都府高齢者支援課の所管となります。）。

【協力金について】

Q 2 協力金の交付要件は何か。

A 2 施設訪問診療等協力機関が、高齢者施設等で施設内療養を行う陽性者に対し、往診又はオンライン診療により、治療薬の投与や健康観察等を行った場合に、協力金を交付します。
支給回数は1施設あたり、診療日数の長短に関わらず1回のみとなります。
ただし、医師の派遣を行わない施設訪問診療等協力医療機関（訪問看護ステーション等）については、協力金の交付対象とはなりません。

Q 3 新型コロナウイルス感染症した陽性者が発生して施設訪問診療等協力機関が治療薬の投与や健康観察等の診療を行った施設において、感染収束後に再度感染が発生し、同一の施設訪問診療等協力機関が再度診療を行った場合、協力金は1施設として取り扱うのか。

A 3 1施設として取り扱います。
ただし、再度感染が発生した際に1回目とは異なる施設訪問診療等協力機関が診療を行った場合は、それぞれの施設訪問診療等協力機関に対して協力金を交付します。

Q 4 2施設目以降の診療患者数が1施設目より多くなった場合、協力金の交付額はどうなるのか。

A 4 協力金の交付額は、診療患者数が最も多くなった高齢者施設等について1施設目の単価を適用するように調整します。
なお、そのような場合、既交付の協力金について、京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金変更交付申請書（第2号様式）を提出してください。

【往診等経費について】

Q 5 往診等経費の交付要件は何か。

A 5 高齢者施設等で施設内療養を行う陽性者に対し、実際に往診又はオンライン診療による治療薬の投与や健康観察等を行った医師・看護師に対して、その実績に応じて交付します。ただし、看護師については往診のみを対象とし、オンライン診療は対象としません。

なお、当該診療が診療報酬の対象となる場合でも、別に往診等経費を交付します。

Q 6 同一患者に対する往診等経費の交付回数はどうなるのか。

A 6 医療上の必要性から、翌日以降に再度、高齢者施設等において診療を行った場合、同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、往診に限り、対象とします。オンライン診療は対象としません。

なお、同一患者に対する往診等経費の交付は、1日当たり1回限りです。同一患者への診療を複数回行った場合でも、同日中の診療については1回とみなします。

Q 7 陽性者と同時に症状のある濃厚接触者の診療を実施した場合、往診等経費の対象に含めることは可能か。

A 7 高齢者施設等で施設内療養を行う陽性者への治療薬の投与、健康観察等の診療が対象となるため、本件の場合には対象となりません。

【協力金／往診等経費共通】

Q 8 電話診療が協力金等の交付対象とならない理由は何か。

A 8 患者の特性をあらかじめ把握している施設医等とはことなり、施設訪問診療等協力機関の医師はそれまでに患者の特性を把握していないことから、電話診療による治療薬の投与や健康観察等は交付対象としていません。

Q 9 同一の高齢者施設等の中で、施設医等が治療薬の投与、健康観察等の診療を行った者と、施設訪問診療等協力機関が診療を行った者が混在する場合、両方とも事業の対象となるのか。

A 9 保健所との協議により、施設医等のみでは対応が難しく、外部の医療機関の支援を受けることが適切と判断した場合は、両方とも対象となります。

Q10 高齢者施設等において従事している看護師が、同一法人内のグループホーム等に出向き、施設訪問診療等協力機関と協力して診療に当たった場合は、事業の対象となるのか。

A10 高齢者施設等の従事者は「施設訪問診療等協力機関」には当たらないため、対象とはなりません。

ただし、他の施設に応援に行った職員に対して特別手当等を支給した場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による助成対象とすることが可能です。

Q11 訪問看護ステーション等から看護師が高齢者施設等に訪問した場合に、往診等経費を請求する際、訪問看護指示書等の添付は必要か。

A11 看護師が訪問するケースについては、訪問の内容に応じて、次のとおり記載又は根拠資料を添付してください。

① 保健所又は新型コロナ医療コーディネートチーム（以下「往診コーディネートチーム」という。）から直接の依頼を受けて訪問した場合

根拠資料の添付は必要ありません。別紙（施設訪問診療等協力機関用）の「往診コーディネートチーム・保健所への報告」欄に「○」を記載してください。

② 治療を行う医師に同行し、診療補助を行った場合

根拠資料の添付は必要ありません。別紙（施設訪問診療等協力機関用）の診療内容欄に、どの医療機関の医師の診療補助を行ったかを記載してください。

③ 治療を行う医師からの指示により、訪問による看護ケアを行った場合

医師から交付された訪問看護指示書の写しを添付してください。

また、当該医師が保健所又は往診コーディネートチームからの依頼を受けているかどうかを確認し、次のとおり対応してください。

ア 当該医師が保健所又は往診コーディネートチームからの依頼を受けている場合

別紙（施設訪問診療等協力機関用）の「往診コーディネートチーム・保健所への報告」欄に「○」を記載してください。

イ 当該医師が保健所又は往診コーディネートチームからの依頼を受けていない場合

A12の後段に記載している対応を行ってください。

Q 1 2 保健所又は往診コーディネーターチームから依頼が入る前に施設医や施設長等から相談があり、高齢者施設等に往診に行った場合は、事業の対象となるのか。

A 1 2 保健所又は往診コーディネーターチームから依頼が入る前に高齢者施設等への往診を行った場合でも、協力金等の申請時点で、高齢者施設等から介護ケア推進課に感染発生連絡票が提出されていれば、事業の対象とします。

高齢者施設等に対し、介護ケア推進課に感染発生連絡票を提出したかどうかを確認いただき、「提出済」であれば、別紙（施設訪問診療等協力機関用）の「往診コーディネーターチーム・保健所への報告」欄に「○」を記載して、申請してください。